

第1章 WTOに対する中国の基本的姿勢

河原昌一郎

1. はじめに

国家体制が先進諸国とは全く異なる中国にとって、2001年11月のWTO加入は、貿易・経済面だけではなく、政治その他の面でも複雑な意味を有するものとなっている。

WTO体制を中国としてどのようにとらえるか、中国はWTOにどのように対応すべきか、WTO加入の中国にとっての利害は何かということ等について、中国国内では、WTO加入前後から、多くの研究雑誌、機関誌、新聞等に研究論文、論説等が掲載されてきた。議論の分野は多岐にわたり、分析手法も多様であるが、そうした中で、特に論者の主張に注目して読めば、WTOに関する基本的な論調や考え方の方向は全て概ね一致しており、中国国内での議論がほぼ同一方向を向いていることを見出すことができる。中国は、市場経済化が進んだ現在でも、中国共産党による一党独裁の体制が維持されており、重要政策に対する考え方や対応の統一性は、このような体制的特質を反映したものと見ることもできよう。

中国のWTOに対する認識および姿勢には、中国の国家戦略を背景として独特のものがあるが、これらを理解し把握することは、日中間の交流がますます深まっている今日において、貿易に限らず各分野での中国との関係を適切に処理し、対応する上で不可欠のものである。

そこで、本稿では、主として中国共産党中央の機関誌である「求是」、経済分野の研究雑誌である「経済研究」、農業経済分野の研究雑誌である「農業経済問題」等に掲載されたWTOに関する50余本の論文の内容から、中国のWTOに対する基本的姿勢を整理して紹介することとした。また、論文の現実の具体的論調に目を通すことが、当該基本的姿勢の確かな把握に資するとの観点から、適当と考えられる論文の記述を抜粋または要約して掲載した。

対象とした論文は、中国がWTOに加入する前後から現在までのものであり、具体的な論文名は引用・参考文献として本稿末の一覧表に掲げたとおりである。これ以外にも、必要に応じてWTO関係著書やインターネット記事を参考とした。

これらは、もちろん、研究者ないし論者の考えや主張であり、中国政府の考え方そのものではない。しかしながら、「求是」は中共中央の機関誌であり、そこで掲載された内容は中国指導部の考え方を基本的に反映しているか、少なくともそれと矛盾がないものである。また、「農業経済問題」等で掲載されている論文についても、WTOに関する基本的な論調や考え方の方向は概ね一致しており、中国の国内での議論がほぼ同一方向を向いていることが窺える。

したがって、本稿でまとめた内容は、中国の政策担当者を含め、中国の関係者に広く共有されたものになっていると考えて良いものと考えている。

2. WTO体制に対する基本的認識

中国のWTO体制に対する基本的認識は、WTO体制はアメリカを中心とした先進国のための経済秩序であり、先進国は資金、技術等の優位性を活かして経済のグローバル化を推し進める一方で、自国の弱い産業を保護しているため、発展途上国には不利で不平等なものとなっているというものである。

中国での論調によれば、WTO体制による世界経済のグローバル化の実質は、アメリカを中心とした先進国が全世界的に推進している産業の再編過程であり、伝統的な秩序は大国による秩序であって不平等なものである。アメリカを中心とした先進国は、資金、技術、人材、管理、貿易、投資、金融等の各分野で優位にあり、国際経済および金融組織は先進国の手中におさめられ、先進国が経済グローバル化の最大の受益者となっている。

また、先進国は、情報・通信産業、金融等の優位性を有する産業で全世界的な自由化を推進する一方で、繊維産業等の国際競争力のない産業については反ダンピング等の措置によって発展途上国からの輸入を制限し、発展途上国の健全な発展を妨げているという。日本の農業保護はその端的な一例とされる。金融、投資等の自由化の進展によって、発展途上国での投資の主要な資金源は先進国からのものとなっているため、自動車、電気通信等の国際化が進んだ産業では発展途上国が自由化したくない分野も自由化せざるを得ない状況となっており、先進国主導の国際経済体制に発展途上国はいや応なく組み込まれていると主張する。

以上のように、中国は、自国の発展途上国という立場と利害を強く意識し、基本的に先進国と発展途上国の対立の構図でWTO体制を見ている点に特徴がある。中国のWTO加入は、もちろん、市場経済化を通じて富強大国化を図るという中国の国家戦略に即したものであるが、WTO体制に溶け込んだ形での発展が国家戦略として採用されているわけではない。WTO加入はあくまで中国の経済的発展のための手段に過ぎず、WTO体制は必ずしも肯定的なものとしてはとらえられていない。WTO体制は、アメリカを中心とした国際秩序の一翼であり、中国の立場とは基本的には相容れず、それを打破することが中国の長期的な国家利益にかなうものと考えられているのである。

〔論文における具体的論調〕

「WTO体制は世界経済のグローバル化ないし一体化を促進した。第二次大戦後、WTO体制によって世界経済は驚くべき発展を遂げ、先進国間の貿易および投資が大きく拡大した。各種の国際経済システムが形成され、多国籍企業が世界経済成長の原動力となっている。大多数の発展途上国もこの国際経済体制に組み込まれ、各国経済は相互に依存し、一体化に向かって

いる。」(劉劍文〔19〕)

「世界経済のグローバル化の実質は、アメリカを中心とした先進国が、全世界的に推進している産業の再編過程である。」(劉劍文〔19〕)

「伝統的な国際秩序は大国による秩序であり、不平等なものである。第三世界国家の観点から見れば、経済のグローバル化もこのような状況を変えないままに形成され、発展している。先進国は資金、技術、人材、管理、貿易、投資、金融等の各分野で優位にあり、国際経済および金融組織もアメリカ等の先進国の手中におさめられ、先進国が経済グローバル化の最大の受益者となっている。」(劉劍文〔19〕)

「先進国は、情報・通信産業、金融等の優位性を有する産業で全世界的な自由化を推進する一方で、反ダンピング等の措置によって発展途上国からの輸入を制限し、繊維産業等の劣位にある産業を保護している。」(甄炳禧〔54〕、劉劍文〔19〕)

「現在の経済グローバル化による産業再編には次の特徴がある。

- ①科学技術の優位性によって、先進国の経済が知識集約型へと移行していること。
- ②先進国は資金面で優位にあるため、発展途上国における投資も主要な資金源は先進国のものとなっていること。このため、自動車、電気通信等の国際化が進んだ産業では、内外の資金の区別が困難となり、発展途上国は自由化したくない分野も自由化せざるを得ないという状況に陥っていること。
- ③先進国は部品生産、衣服等の労働・資源集約型産業を発展途上国に移転しているが、多国籍企業においてはこれらの生産過程の重要性は相対的に低くなり、市場での販売、販売後のサービス等での競争となっていること。」(劉劍文〔19〕)

3. WTO規則に対する評価

ここでWTO規則とは、1947年の「関税と貿易に関する一般協定」を基礎として、それ以降に締結された各種の協定の総称であるが、中国でWTO規則が議論されるときは、一般的にはウルグアイラウンド交渉の結果1995年1月1日に発効した「WTOを設立するマラケシ1協定」(WTO協定)が念頭に置かれている。

中国にとってWTO規則は、政治、経済、社会生活の各方面に関わる膨大な法典であるが、いわゆる西側諸国との体制的相違から、その内容は中国がこれまで熟知してきたものとは大きな差異があり、受入れには少なからぬ抵抗感が伴うものである。また、WTO規則は締約国の権利義務を定め、活動行為を規制する強制的規定であることから、WTO規則に対する警戒心が認められる。

中国の社会主義現代化の推進にとって、WTO加入はチャンスでもあり挑戦でもあって、今後の発展のためにはまずWTO規則を研究熟知することが必要であるとして、その積極的な取組が推奨されるが、同時に、その一方では①WTO規則の発展途上国に対する不平等性および②WTO規則からの中国の政治社会制度の保護が強調される。

WTO 規則の不平等性についての議論は、WTO 規則の規範は形式的には締約国は平等となっているものの、国力の違いから、発展途上国が規則を強制的に履行させられる一方で、発展途上国が先進国に規則の履行を迫る力は不足しているため先進国の履行は割り引かれているというものである。そもそも WTO 規則は先進国と発展途上国の闘争の結果としての妥協の産物であり、WTO 規則によって国際的経済活動は強権ではなく規則に基づきなされることとなったものの、WTO 規則の多くは先進国主導によって制定されたものであり、完全に合理的なものではないとする。中国は、発展途上国の地位の向上と利益の保護のため、WTO 規則の適正な執行とその改善とを重視していく必要があるというのが、中国での論調である。

WTO 規則からの中国の政治社会制度の保護は、中国にとって体制の存続にも影響する極めてセンシティブな問題である。このため、WTO 規則の受入れによる国内制度の改正については、行政管理制度への影響を最重視し、WTO 規則および加入条件を遵守する一方で、中国の政治制度、社会制度を断固として維持保護しなければならないとされる。政府と企業の分離、市場の秩序化等、中国のこれまでの行政管理体制の改革は成果を収めてきており、また、市場経済体制の実施は政府の責任および役割を減少させるものではないとされる。

これに関して中国で警戒感をもって議論されているのが法律のグローバル化の問題である。法律のグローバル化とは、WTO 規則の適用によって、先進国で採用されている市場制度、公民権保証、環境保護、司法制度等が発展途上国にも普遍的に適用が求められるようになるというものである。発展途上国にとって、これらの諸制度の導入は、発展過程に即して徐々に自然に解決していくべきものであるが、富裕国であるか貧困国であるか、どのような発展段階にあるかということについての考慮がなされず、限られた時間の中で一律の基準の適用が求められるのは不当であるというのが中国の論者の主張である。中国の民主主義、宗教の自由、司法の独立、知的財産権の保護等については先進国を中心として批判が寄せられていることは周知のとおりであるが、以上のような主張はこれらの批判を強く意識したものでもあろう。中国では、法律のグローバル化は国家主権の行使の制限を伴うものであり、法律のグローバル化の中でいかにして先進国と発展途上国の平等な国家主権の行使を保障するか、発展途上国の国家主権の行使がいかにして不合理な制約を受けないよう確保するかについて、真摯な考慮がなされるべきだとされるが、これらの議論も、国家主権の概念を持ち出すことによって、自国の現体制を維持確保しようとする強い意志の表れであると見ることができよう。

〔論文における具体的論調〕

「WTO 規則は、先進国と発展途上国の闘争の結果としての妥協の産物である。WTO 規則によって、国際的な経済活動が強権によってなされるのではなく規則によってなされることが可能となったが、WTO 規則の多くは先進国主導によって制定されており、完全に合理的というものではない。WTO 規則は強制的規範であり、形式的には締約国は平等となっているが、

発展途上国が先進国に規則の履行を迫る力は不足しており、発展途上国が規則を強制的に履行させられる一方で、先進国の履行は割り引かれている。WTO加入後、中国は、WTO規則の執行およびその改善を重視していく必要がある。」（楊景宇〔45〕、陳浩〔2〕）

「WTO規則は、経済、政治、社会生活の各方面に関わっており、膨大な法典となっているが、その内容は中国がこれまで熟知してきたものとは大きな差異がある。締約国政府の行為は当然WTO規則の制約を受けるため、その国内への影響、とりわけ行政管理制度への影響が最重視されなければならない。中国は、WTO規則および加入条件を遵守する一方で、中国の政治制度、社会制度を断固として維持保護しなければならない。

中国の行政管理体制の改革は継続して推進されており、政府と企業の分離、市場秩序の規範化等、成果を収めている。市場経済体制の実施は政府の責任および役割を減少させることを意味していない。政府は、経済調節、社会管理、公共サービス、市場監督等の業務に重点を移し、経済活動に良好な環境を整えなければならない。」（李曉西〔14〕、楊景宇〔45〕）

「法律のグローバル化は、発展途上国に法律の近代化のための機会を与える一方で、発展途上国に先進国よりも多くの問題をもたらしている。その要因としては時間的要因と空間的要因が考えられる。

時間的要因は、先進国で既に解決されている事項、すなわち、市場制度、公民権保証、生態環境保護、司法制度等の事項について、発展途上国への速やかな適用が求められているというものである。これらは、発展途上国の発展過程に即して徐々に自然に解決していくべきものであるが、全ての国家にほとんど一律の基準の適用が求められている。先進国であるか発展途上国であるか、富裕国であるか貧困国であるか、どのような発展段階にあるかということについての考慮がなされず、発展途上国に与えられた時間は限定されたものである。

空間的要因は、法律のグローバル化によって、発展途上国の法律改革も国際社会の主流的価値観に基本的に順応した限られた空間の中で行われねばならず、国家主権の行使が制限を受けるようになったというものである。法律のグローバル化には、民主・人権原則、宗教の自由、市場経済制度、自由貿易制度、法律秩序の整備、司法の独立、知的財産権の尊重、生態環境の保護等があるが、発展途上国のこれらに対する態度には矛盾があり、特にどのような程度で、どのような方式で、どのような速さでこれらを接受するかについては先進国の立場と多くの点で衝突する。法律のグローバル化の中で、いかにして先進国と発展途上国の平等な国家主権の行使を保障するか、発展途上国の国家主権の行使の空間がいかにして不合理な圧縮を受けないように確保するかについて、真摯な考慮がなされるべきである。」（劉劍文〔19〕）

4. 貿易規制措置に対する考え方

中国の対外貿易政策は、自国の廉価な労働力、外国からの先進的技術の導入等を背景とし、輸出志向性を強く有したものとなっている。一方で、中国製品は、たびたび外国から反ダンピング措置の対象とされるなど不当で差別的な取扱いを受けているものと認識され

ている。このため、中国のWTO加入の目的の一つは、新ラウンドの協議に締約国の一員として参加し、WTO貿易規則のうちの不公正の部分や欠陥を他の締約国と協力して改めさせることにあるとされる。中国は、先進国がGATT原則の例外規定を援用して、不公正で、発展途上国に差別的な貿易保護政策をとっているものと考えており、そのうち特に反ダンピング措置、技術性・緑色貿易障壁に対して強い不満を抱き問題視している。なお、我が国で問題となったセーフガードについては、中国にとっては件数も少ないためかこの問題だけが取り上げられて論じられるようなことはほとんどなく、反ダンピング措置と同種のものとして反ダンピング措置の議論の中で併せて論じられることが多い。

(1) 反ダンピング措置

中国は、過去に反ダンピング調査を受けた件数が最も多い国であり、1979年8月から2001年8月まで30以上の国から428件（うちEU91件、アメリカ83件）の調査を受けている。1999年末において、世界で1080品目に反ダンピング税が課されているが、そのうち中国は18.3%を占め、最も多くなっている。

中国の論者の主張によれば、中国の輸出品がたびたび反ダンピング措置を受けるのは外国の差別政策が重要な原因である。西側諸国が中国を依然として非市場経済国家と見なしているのは明らかに政治的差別であるとする。

西側諸国が中国に対して非市場経済としての待遇を行う主な法律根拠は、中国のWTO加入議定書第15条で、有効期間を15年として、中国のある産業が市場経済の条件を備えていることを中国が実証できるならば、ダンピング紛争で中国の価格を採用するが、そうでなければ第三国の価格を採用する旨の規定がなされていることにある。ただし、同規定による市場経済に関する地位の譲歩は、中国の資本市場の開放を防止するためにやむなく行ったものであり、必ずしも本意ではない。このため、政治的または外交上の努力によって、速やかに市場経済国家としての地位を獲得すべきであり、ニュージーランド、シンガポール等の7カ国は中国が完全な市場経済国家であることを承認したと強調する。

一方で、アメリカおよびEUは、中国製品のダンピング案件で、条件が厳格に過ぎ、科学的根拠がない基準を設けているため、製品の正常価格が中国の国内価格ではなく、市場経済国家である“代替国”の価格で算出されることとなり、中国製品は容易にダンピングと判定され、中国製品が締め出される結果となっていると主張する。

反ダンピング措置は主として先進国が輸入制限の手段として用いており、発展途上国の輸出品が主たる目標とされているというのが中国での一般的な論調である。外国の差別的な反ダンピング政策、法律および措置に対して、中国の輸出入団体は政府の指導の下に一体となって長期のたゆまない闘争を行い、具体的案件については適時に応訴しなければならないとされる。外交と応訴との両面政策はこれまで重要な成果を収めており、最近ではアメリカおよびEUの反ダンピング案件に対する応訴率は100%であり、その他の国でも全体として60~70%に達しているという。

〔論文における具体的論調〕

「反ダンピング措置は主として先進国が輸入制限の手段として用いており、発展途上国の輸出品が主たる目標とされている。中国は反ダンピング調査を受けた件数が最も多い国であり、1979年8月から2001年8月まで30以上の国から428件（うちEU91件、アメリカ83件）の調査を受けている。1999年末において、世界で1080品目に反ダンピング税が課されているが、そのうち中国は18.3%を占め、最も多くなっている。中国のWTO加入後、中国の輸出品への差別政策は徐々に解消されているが、中国の輸出品への反ダンピング措置はWTO加入によって直ちに減少するものではなく、長期的な対策が必要である。」（張玉卿〔53〕、甄炳禧〔54〕）

「中国の輸出品がたびたび反ダンピング措置を受けるのは外国の差別政策が重要な原因である。西側諸国が中国を依然として非市場経済国家とみなしているのは明らかな政治的差別である。アメリカは、中国製品のダンピングの案件で、中国の市場経済性の判定のための条件として①通貨の交換程度②賃金の協議可能性③投資の自由化の程度④資源配分、生産物価格、生産数量に対する政府の関与の程度⑤政府による企業所有または経営参加の程度等を挙げ、EUもこれに応じた基準を設けているが、これらは条件が厳格に過ぎ、科学性もないものである。このため、中国の企業は市場経済の地位を得ることができず、当該製品の正常価格は中国の国内価格ではなく、市場経済国家である“代替国”の価格で算出されている。このことは輸入国の産業保護に有利であり、中国製品が締め出される結果となっている。

このほか、中国の輸出額が、特に軽工業、繊維、家電等の分野で最近になって急増していること、中国の輸出企業の規模が小さく数が多いため中国企业間で競争となり低価格で売り込もうとすることも原因となっている。」（張玉卿〔53〕、甄炳禧〔54〕）

「中国国有企業が反ダンピング措置への対応で突き当たる第一の困難は、市場経済の地位の問題である。西側先進国が中国に対して非市場経済としての待遇を行う主要な法律根拠は、中国のWTO加入議定書第15条で、中国が非市場経済としての地位を承認していることにある。その中心的内容は、①もし中国がある産業または部門が市場経済の条件を備えていることを実証できるならば、補助またはダンピング紛争で中国の費用または価格を採用するが、そうでなければ第三国の費用または価格を採用すること、②中国が市場経済の条件を備えているかどうかを測る尺度は輸入WTO構成国の国内法であり、中国の標準ではなく、国際標準でもないこと。この規定は事実上中国の非市場経済的地位を解決する基本的方式が二国間交渉によることを意味していること、③この規定は、中国のWTO加入の日から起算して最長有効期間を15年とすることの3点である。

中国がこの規定に同意したのは、もし反ダンピング分野で譲歩してもその影響は総輸出の0.5%にとどまるが、もし金融分野での承諾を行えば、中国の経済体制の全体に影響が及ぶと予想されたためである。」（何秀栄〔8〕）

「外国の差別的な反ダンピング政策、法律および措置について、中国の輸出入団体は政府の指導の下に一体となって長期のたゆまない闘争を行うものとし、具体的案件については適切な応訴を行うものとする。外交と応訴との両面政策は重要な成果を収めており、EUでは20年前から中国を非市場国家の名簿から落とし、個別案件での処理となっているが、現在、中国の10

企業がEUから市場経済企業として見なされている。最近ではアメリカおよびEUの反ダンピング案件に対する応訴率は100%となっており、その他の国でも全体として60~70%に上昇している。」(張玉卿〔53〕、周曙東、呉方衛〔55〕)

(2) 技術性・緑色貿易障壁

中国で技術性貿易障壁とは、主としてWTOの「貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)」および「衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)」によって採られる貿易上の措置のことであり、この中で、生態環境、自然資源および人体の健康の保護を名目にして行われる貿易上の措置は特に緑色貿易障壁と呼ばれる。

TBT、SPSの両協定では、貿易に重大な影響を与える措置を採ることを制限しているが、両協定に基づく措置が政策的に用いられる余地は十分にあり、隠蔽性が強く複雑な技術障壁は、中国の輸出発展の最大の障害になっているとされる。

2003年の商務部の調査によれば、2002年において中国の輸出企業の71%、輸出製品の39%が外国の技術性貿易障壁に遭遇し、輸出上の損失は170億ドルに上ったという。

他方、技術性貿易障壁に対するWTO委員会の審査について、1995年から2002年までの間に8000件余りの技術的措置がWTO委員会に通報されているが、そのうち差別性があると認定されたのは50件、取り消されたのは12件だけであり、たとえ保護主義的または差別的色彩が強いものであっても合法的な衣をまとっていると不信感をにじませている。

こうした技術的障壁に対抗するため、国内製品の品質・技術の向上を図ることはもちろん、保護主義的な技術性貿易障壁を採る国とWTOの紛争解決制度も利用しつつ積極的に折衝を行い、一方で、国内の技術性貿易障壁保護システムを築き、WTOの関連規定を利用して国内産業の保護を図るべきであるとの主張がなされる。

また、緑色貿易障壁は、前述のとおり、技術性貿易障壁の一形態であるが、農産物・食品分野の輸出入問題に関するものとして、これだけが単独で論じられることも多い。

緑色貿易障壁によって農産物の輸入には種々の制限が設けられているが、その形式は主として食品生産等に関する①技術標準②環境標準③包装制度④衛生検疫制度⑤補助金の5種類であるとされる。

緑色貿易障壁は、技術性貿易障壁におけると同様に、

- ①内容的には合理性を備え、経済と貿易の持続可能性を強調していること
- ②形式的には合法性を有し、WTO関係協定に適合していること
- ③保護対象には一般性があり、多くは農産物貿易に関係していること
- ④保護方式としての隠蔽製があること

といった他の非関税措置にはない特色があり、その効果から見て、発展途上国に対する差別性を有しているものと考えられている。

2001年に日本が中国のほうれん草に対して行った輸入制限は、中国では、完全に緑色貿易障壁を利用して行った保護措置の実践例として認識されている。中国のほうれん草の残留農薬が基準を超えた根本的原因是日本の基準が過度に高く設定されていたからであり、

冷凍ほうれん草の輸入の99.8%を占める中国からの輸入を制限するために日本は意識的にほうれん草の残留農薬基準を引き上げたものであり、日本の輸入制限は不当なものと結論付けている。もちろん、このような理解は、我が国の側から見れば、全く事実と反し、また、日本の消費者を無視した乱暴で不当なものであることは言うまでもないであろう。

中国では、外国の緑色貿易障壁を打破するために、ISO14000 国際標準の認証事業の推進等を通じて食品の国際競争力を強化する必要があることが唱導されているが、このことは、一面で、中国の食品安全に対する取組は、国内の衛生水準の向上はともかく、食品輸出の推進と強くリンクさせられ、輸出主導のものとなっていることを示すものであろう。

〔論文における具体的論調〕

「国外の技術性貿易障壁は技術が複雑で、隠蔽性が強く、拡散効果が大きく、影響面も広く、既に中国の輸出発展の最大の障害となっている。近年、中国の相当数量の伝統的輸出商品が頻繁に外国の技術性貿易障壁に遭遇し、輸出がたびたび阻害され、甚だしくは市場から撤退したものもある。商務部の最新の大型調査が示すところによれば、中国のWTO加入後、輸出が外国の技術性貿易障壁によって受ける制限はより厳しくなり、制限を受けた輸出企業の比率、輸出製品の比率または輸出金額の損失はいずれも大幅に増加している。」(鮑曉華〔1〕)

「緑色貿易障壁とは、先進国が生態環境、自然資源および人体の健康の保護に名を借りて行う貿易保護措置であり、この措置によって農産物の輸入に種々の制限が設けられている。緑色貿易障壁の形式は主として食品生産等に関する①技術標準②環境標準③包装制度④衛生検査制度⑤補助金の5種類であり、「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」、「貿易の技術的障壁に関する協定」、「補助金及び相殺措置に関する協定」等による規定が根拠となっている。」(孫振玉、李玉勤、賀曉麗、王彦〔30〕)

「2001年に日本が中国のほうれん草に対して行った輸入制限は、完全に緑色貿易障壁を利用して行った保護措置の実践例である。中国のほうれん草の残留農薬が基準を超えた根本的原因是日本の基準が過度に高く設定されていたからである。冷凍ほうれん草の輸入の99.8%は中国からであり、中国のほうれん草の輸入を制限するために日本は意識的にほうれん草の残留農薬基準を引き上げたのである。ほうれん草の基準が他の野菜に適用されれば、他の野菜はただちに基準違反となるだろう。」(周曙東、呉方衛〔55〕)

「特定国からの輸入が輸入量の95%を超えると緑色貿易障壁に遭う可能性が高い。このため、ISO14000 国際標準の認証事業の推進、国内食品標準の国際水準への引上げ等を通じて市場競争力を強化し、外国の緑色貿易障壁を打破し、制止する必要がある。

また、WTO規定の発展途上国に対する一定期間の優遇措置を利用し、時間をかせぐとともに、環境保護協定を利用して先進国にさらに多くの資金の提供を求め、優遇された条件で技術に移転させ、農業環境汚染問題の解決に協力してもらう必要がある。」(楊雍哲〔47〕、孫振玉、李玉勤、賀曉麗、王彦〔30〕、周曙東、呉方衛〔55〕)

5. WTO農業協定に対する認識と対応

中国は発展途上国でもあり農業大国でもあるので、農産物貿易には重大な関心を有しているが、中国の農産物貿易に対する視点ないし重点は、農業保護よりも、農産物輸出を推進して輸出企業の利益の確保や農民所得の増加を図ることに置かれている。中国国内では、国際競争力がないと従来考えられてきた食糧生産においても、WTO加入後に膨大な食糧在庫圧力を背景として積極的な輸出促進策がとられた時期もあり、食糧生産への各種補助が実施されるようになった現在でも、貿易上の保護措置のみに頼るような対応はとられていない。

ウルグアイラウンドで合意されたWTO農業協定に対しては、先進国主導でなされ、発展途上国の意向が十分に反映されていないものと見なしており、批判的である。

また、WTO農業協定では、原則として、農産物の非関税障壁が廃止され関税化されることとなったが、この措置については、何力国かが関税化の機会に乗じて100～200%に及ぶような高関税を維持しており、実質的に保護貿易を行っているとして厳しい目を向けている。

ここで注意を要することは、中国では、EUや日本との体制の違いから、農産物貿易だけが特殊な位置付けを与えられることはなく、基本的にはWTO体制下における貿易問題全体の中で検討され、扱われているということである。このことは、中国にEUや日本のような農業団体ないしは圧力団体が存在せず、農産物貿易に関する意思決定で国内の政治勢力に配慮する必要がないことを想起すれば容易に理解し得るであろう。

中国では、日本の農業保護は、WTO体制下で自由化のメリットを享受している先進国が、その一方で自国の競争力のない分野を保護している不公正な措置の一環として理解されている。したがって、WTO体制下での貿易問題で中国が日本の農業保護を理解し、支持するというようなことは、たまたま利害が一致する場面で共同歩調をとることがあり得るとしても、基本的には想定することができない。

中国は、WTO農業協定に関する協議では、利害を同じくすると考えている発展途上国と団結することを基本としている。現在の中国は、まだ改革と発展のための時間が必要であり、そのために協議の過程で適切な保護または優遇措置を獲得することがめざされているのである。

〔論文における具体的な論調〕

「ウルグアイラウンド農業協定は、先進国主導でなされたものであり、発展途上国の要求はたびたび軽視されたが、これは同ラウンドでの協議方法に問題があったためである。同ラウンドでは、各品目ごとに利害関係のある締約国間でまず2国間ないし多国間の協議を行い、その成果を他の締約国全てに適用するという方式をとったが、これは交渉能力に乏しい発展途上国を不利な立場に置くものであった。また、発展途上国の市場規模は小さく、先進国にとっての魅力に欠けるため、協議の恩恵にあずかることも少なかった。したがって、同ラウンドの農業

協定は、発展途上国にも一定の成果はあったものの、主たる受益者は先進国であった。」（陳浩〔2〕、周曙東、吳方衛〔55〕）

「WTO農業協定では、原則として非関税障壁が廃止され関税化されることとなったが、世銀報告にもあったように、多くの国が“汚い関税化”（Dirty tariffication）を実施して、ときには100～200%に及ぶような高関税を維持している。これは同協定が基準年を1986～1988年に置いたことと併せて、何か国かが関税化の機会に乗じて関税を大幅に引き上げ、実質的に保護貿易を行っていることによるものである。

また、各国は、農産物加工品の関税を最も高くし、次に高いのは半製品とし、農業一次産品の関税を最も低くしているが、これは発展途上国における農産物加工業の発展を妨げ、発展途上国を国際分業の下層の地位に留めるものであって、極めて問題である。」（陳浩〔2〕）

「WTO農業協定では、関税化されない品目等について、ミニマムアクセスの措置をとることとされたが、現実には従来からの輸出国や競争力のない国が優先されたりしており、新たな障壁となっている。また、割当枠内でも30%もの高関税が課されていることがあり、同協定の趣旨に反したものとなっている。

また、国内助成合計量の削減も、いわゆる緑の政策（green box measures）や青の政策（blue box measures）の拡大解釈等によって、削減義務の逃避が行われている。」（陳浩〔2〕）

「新ラウンドでは農産物貿易の全般にわたる協議が行われることとなろうが、現時点での見通しは次のようなものである。

- ①一部の高関税になっている品目を含め、関税のさらなる削減が行われること。関税割当制についても管理の公開性と透明性が求められること。
- ②国内助成合計量および輸出補助金の削減が引き続き進められること。
- ③衛生検疫措置に関する改善が行われること。遺伝子組換植物について、EU等の国が“予防原則”の適用を求めているが、アメリカ等は反対しており、“予防原則”そのものの導入は困難であること。
- ④発展途上国、とりわけ最末発展国に対する特別の扱いが強調され、これらの国の主張が一定程度反映されるであろうこと。」（陳浩〔2〕）

「中国は発展途上国であって農業が重要な地位を占めるが、土地の不足、技術の後進性、労働力の素質の低さ等から農産物の競争力は強くない。しかしながら、貿易の自由化は不可逆的な方向であるので、まず自身の変革と発展により競争力を高めることとし、一途に保護を求めることはしない。また、協議の過程では利害を同じくする発展途上国の仲間と団結し、自身の弱い部分については適切な保護および優遇措置を獲得して改革と発展のための時間を得ることとする。さらに、いわゆる緑の政策、発展途上国のWTO加入条件等を活用して、交渉を有利に進めるとともに、WTOの枠内での農業発展を支援する。」（杜青林〔4〕、陳宗興〔3〕、楊雍哲〔47〕、劉志澄〔22〕、陳浩〔2〕）

6. おわりに

中国は、中国共産党による一党独裁の国家である。独裁的国家の最も顕著な通弊は、自国民の真の福祉は顧みられることなく、国家の富強化、大国化が優先して追求されることにあると言えるだろう。

これまで述べてきた、WTOに対する中国の基本的姿勢には、こうした独裁的国家としての体質が色濃く影を落としている。自国の国益は至上のものであり、自国の非をほとんど認めることなく、自国の発展の妨げと考えられるルールについては、たとえそれが国際的に容認されたものであっても、自国の発展に対する差別的妨害措置であると見なして厳しい非難の対象とするのである。中国にとって国際ルールは、自国の発展のために利用するものであっても、自国の発展を阻害するものであってはならない。そこには、一国至上主義の独善性を明確に見出すことができるのであり、国際的な協調、連携の下に成立している現在の国際社会と相容れないものを含んでいる。

また、日本が2001年に講じたほうれん草の輸入制限に対する中国の主張は、日本の消費者を無視した乱暴で不当なものであると述べたが、こうした中国の主張の背景にも、自国民の真の福祉を顧みることがない独裁的国家としての性質が表れていることに留意しておくべきだろう。自国民の福祉を顧みることがない政府が、他国民の健康や福祉を考慮するはずがないことはあまりにも当然である。

中国のWTOに対する姿勢は、個々の問題ではなく、あくまで中国の国家戦略から派生するものである。また、ひとたび決定され採用された方針は、中国では中国共産党による統治体制の下で、直ちに政策担当者をはじめ、関係者に広く共有されたものになる。このような中国の体制的特質を認識することが、中国側の対応を理解する上での基本として重要なものと考えている。

引用・参考文献

- 〔1〕 鮑曉華（2005年）「WTO—TBT/SPS 制度框架和中国産業安全」『經濟管理』2005.23
- 〔2〕 陳浩（2002年）「新一輪WTO農業問題多辺談判前景分析」『農業經濟問題』2002年6期
- 〔3〕 陳宗興（2002年）「應對WTO挑戰加快發展農業高新技術産業」『求是』2002・21期
- 〔4〕 杜青林（2002年）「全面提昇我国農業國際競爭力」『求是』2002・4期
- 〔5〕 方勇、張二震（2004年）「出口產品反傾銷預警的經濟学研究」『經濟研究』2004年1期
- 〔6〕 高茜、崔凱（2005年）「綠色技術壁類对中国蔬菜出口的影響与对策思考」『農業經濟問題』2005年7期

- [7] 郭克莎 (2002 年)「加入WTO对中国工業的綜合性影響分析」『經濟研究』2002 年 11 期
- [8] 何秀榮 (2005 年)「對華反傾銷與非市場經濟地位」『農業經濟問題』2005 年 3 期
- [9] 侯立軍 (2004 年)「加入WTO与中国糧食行業結構的優化」『農業經濟問題』2004 年 10 期
- [10] 黃漢民 (2005 年)「“入世”後過渡期我國貿易政策的轉變」『經濟管理』2005.13
- [11] 姜建清 (2002 年)「加快綜合改革提高銀行競爭力」『求是』2002・10 期
- [12] 柯炳生 (2005 年)「入世三年來我國農業發展的分析與前景展望」『農業經濟問題』2005 年 5 期
- [13] 李榮融 (2002 年)「發展現代流通應對入世挑戰」『求是』2002・10 期
- [14] 李曉西 (2001 年)「WTO与政府管理体制的創新」『求是』2001・22 期
- [15] 廖良美、馮中朝 (2005 年)「中國的農業誰來反傾銷」『農業經濟問題』2005 年 6 期
- [16] 林毅夫 (2004 年)「入世与中国糧食安全與農村發展」『農業經濟問題』2004 年 1 期
- [17] 路劍、王健、李小北、李維軍、張明 (2001 年)「面對WTO；農產品流通的改革與發展」『農業經濟問題』2001 年 12 期
- [18] 劉劍文 (2004 年)「論貿易自由化与我國糧食安全」『農業經濟問題』2004 年 6 期
- [19] 劉劍文主編 (2001 年)『WTO与中国法律改革』西苑出版社
- [20] 劉立平 (2005 年)「WTO框架下貿易救濟措施比較」『經濟管理』2005.7
- [21] 劉雪、劉琦、傅沢田 (2004 年)「全球化背景下國際蔬菜貿易的基本格局及其動態特徵」『農業經濟問題』2004 年 9 期
- [22] 劉志澄 (2002 年)「WTO与中国農業」『農業經濟問題』2002 年 5 期
- [23] 馬述忠、黃祖輝 (2005 年)「農產品反傾銷國內外研究動態評述」『農業經濟問題』2005 年 3 期
- [24] 馬有祥 (2005 年)「新一輪WTO農業談判的進展与我國採取的基本戰略」『農業經濟問題』2005 年 11 期
- [25] 石敏俊、李顯剛 (2002 年)「日本和欧共體農業保護比較与政策分析」『農業經濟問題』2002 年 9 期
- [26] 石宗源 (2002 年)「認真做好加入WTO後新聞出版業的應對工作」『求是』2002・8 期
- [27] 孫琛 (2005 年)「加入WTO对我國水產品國際貿易的影響及後過渡期的相應對策」『農業經濟問題』2005 年 9 期
- [28] 孫文博、王兆陽 (2001 年)「加入WTO对中国農業的影響与对策」『農業經濟問題』2001 年 12 期
- [29] 孫遇春、方勇 (2004 年)「對華“反傾銷”与我國的“市場經濟地位”」『經濟管理』2004.19
- [30] 孫振玉、李玉勤、賀曉麗、王彥 (2002 年)「加入WTO後我國農用化學品污染防治对策研究」『農業經濟問題』2002 年 4 期

- [31] 談松華 (2002 年)「應對入世；全面提高教育國際競爭力」『求是』2002・11 期
- [32] 衛竜宝、楊金風 (2004 年)「T B T 規則及其對我國農產品出口影響的研究綜述」『農業經濟問題』2004 年 11 期
- [33] 湯敏 (2002 年)「一個迎接挑戰的突破口——發展中小型跨國公司」『求是』2002・10 期
- [34] 王江、龔麗 (2006 年)「構建我國農產品技術性貿易壁壘預警體系的框架」『農業經濟問題』2006 年 5 期
- [35] 王正譜、虞濤 (2005 年)「加入 W T O 後中國農業財政投入的變革」『農業經濟問題』2005 年 2 期
- [36] 溫思美 (2002 年)「中國加入 W T O 後農業面臨的機遇、挑戰與對策」『農業經濟問題』2002 年 4 期
- [37] 聞楓 (2006 年)「“入世”五年；如何走好新一輪對外開放之路」『經濟管理』2006.17
- [38] 吳楊 (2005 年)「W T O 後時代的新選拔；農業支持替代農業保護」『農業經濟問題』2005 年 7 期
- [39] 夏英祝、祖書君 (2004 年)「綠色壁壘和綠色壁壘效果」『農業經濟問題』2004 年 1 期
- [40] 徐冬林 (2005 年)「產業國際化轉移的規律性」『經濟管理』2005.7
- [41] 熊曉琳、朱廷摺 (2004 年)「新型貿易壁壘與新型工業化道路」『求是』2004. 2
- [42] 徐雪 (2003 年)「貿易自由化下的環境和食品安全標準」『農業經濟問題』2003 年 3 期
- [43] 楊丹輝 (2006 年)「國際貿易發展的新趨勢與我國的對策」『經濟管理』2006.17
- [44] 楊濤、王雅鵬 (2003 年)「W T O 框架下的農業資源環境調適研究」『農業經濟問題』2003 年 8 期
- [45] 楊景宇 (2002 年)「“入世”與我國的法制建設」『求是』2002・3 期
- [46] 楊叡、劉德江、朱雯、朱震 (2002 年)「中國農產品對外貿易的比較優勢分析」『農業經濟問題』2002 年 12 期
- [47] 楊雍哲 (2003 年)「觀念創新與農業國際競爭力的提高」『求是』2003・14 期
- [48] 葉全良 (2005 年)「傾銷與反傾銷的歷史演進」『經濟管理』2005.17
- [49] 于安 (2002 年)「加入世貿組織與政府職能轉變的法律問題」『求是』2002・24 期
- [50] 于培偉 (2005 年)「入世進入“後過渡期”對我國經濟的深層次影響」『經濟管理』2005.1
- [51] 張紅玉 (2006 年)「積極應對農產品隱性貿易壁壘研究」『農業經濟問題』2006 年 8 期
- [52] 張蕙傑 (2006 年)「加入 W T O 對我國糧食主產區農民收入的影響」『農業經濟問題』2006 年 7 期
- [53] 張玉卿 (2001 年)「積極應對反傾銷」『求是』2001・22 期
- [54] 甄炳禧 (2002 年)「直面國際貿易保護主義」『求是』2002・16 期
- [55] 周曙東、吳方衛 (2003 年)「國際貿易中戰略性貿易保護的博弈分析」『農業經濟問題』

2003 年 10 期

[56] 周友梅 (2006 年)「關於我國建立進口農產品反傾銷調查會計體系的思考」『農業經濟問題』2006 年 6 期

[57] 朱鐘棣、鮑曉華 (2004 年)「反傾銷措施對產業的關連影響—反傾銷稅價格效應的投入產出分析」『經濟研究』2004 年 1 期